

重要事項説明書

(医療保険)

訪問看護ステーションいっぽ

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	LOTUS 合同会社
代表者氏名	代表社員 谷久保 昌弘
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル204 電話:072-284-9609 FAX:072-284-9957
法人設立年月日	令和3年1月8日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションいっぽ
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 2766490391 号
事業所所在地	大阪府堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル204
連絡先 相談担当者名	電話:072-284-9609 FAX:072-284-9957 谷久保 昌弘
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市 和泉市 泉大津市 高石市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜～金曜 ※ただし、祝日、8/14～8/16,12/31～1/3 を除く
営 業 時 間	9:00～18:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24 時間対応可

(5) 事業所の職員体制

管理者	桑原 千咲子
-----	--------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名 (看護師兼務)
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤9名以上 (管理者兼務)
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	非常勤2名 以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状観察、日常生活動作の観察 ② 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の指導 ③ 褥瘡の予防、処置 ④ リハビリテーション ⑤ 療養生活や介護方法の指導 ⑥ カテーテル等の管理 ⑦ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

公費負担制度(特定疾患・生活保護・自立支援等)が利用出来る方は、利用料の負担減額があります。又、市町村により身障者補助があります。

医療保険では訪問回数は週3回と定められていますが、厚生労働大臣が定める疾病等では回数制限がなく頻回の訪問が可能です。又、急性憎悪で医師が認め頻回の訪問が必要な場合は、機関は限られますが可能となります。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)

(円)

	週3日まで	週4日以降
看護師、理学療法士等	5550円	6550円
准看護師	5050円	6050円

(加算)

項目	金額	算定要件
24時間対応体制加算	6520円	月に1回算定
在宅患者連携指導加算	1500円	月に1回算定
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2000円	月に2回まで算定可

訪問看護情報提供療養費	1500円	月に1回算定
長時間訪問看護加算	5200円	週1日を限度 ① 特別訪問看護指示の期間にある対象者 ② 特別管理加算の対象者 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあつては週3日を限度
緊急時訪問看護加算	2650円	
複数名訪問看護加算	4500円	他の看護師等と行う場合
	3800円	他の准看護師等と行う場合
夜間・早朝訪問看護加算	2100円	夜間(18時～22時) 早朝(6～8時まで)
深夜訪問看護加算	4200円	深夜(22時～6時)
訪問看護管理療養費	7670円	月の初日に算定
	3000円	月の2日目以降に算定
特別管理加算	2500円	月に1回を限度
	5000円	重症度等の高いもの(月に1回を限度)
退院時共同・支援指導加算	8000円	当該退院又は退所につき1回を限度
特別管理指導加算Ⅰ	5000円	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
特別管理指導加算Ⅱ	2500円	
退院支援指導加算	8000円	

4 利用料、利用者負担額(各種健康保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者あてお届け(郵送もしくは手渡し)します。
② 利用料、利用者負担額(各種健康保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア 訪問看護自己負担については、請求月にお支払ください。下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ① 事業者指定口座への振り込み(振込手数料は、利用者の負担) ② 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	谷久保 昌弘
	イ 連絡先電話番号	072-284-9609
	同ファックス番号	072-284-9957
	ウ 受付日及び受付時間	営業日の月曜日～金曜日 9:00～18:00

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、各種保険証に記載された内容(保険者番号、記号番号、交付年月日、有効期限等)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治医の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (5) 不当行為要求に対しサービス開始時及び利用中において、反社会的勢力の背景があると判断した場合いかなる要件に関わらず利用の拒否をさせていただき以下の内容につき本契約を解除することができます。
 - ① 利用者が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合。
 - ② 強迫的な言動をし、または暴力を用いた時、もしくは風説を流布し、偽計を用い自社の業務を妨害した時、その他これらに類する行為を行った場合。
 - ③ 従事者その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合。

不当要求防止に関する責任者	桑原 千咲子
---------------	--------

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	桑原 千咲子
-------------	--------

- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
--------------------------	--

	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	続 柄	

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	訪問看護事業者 賠償責任保険
補償の概要	サービス利用中の事故に対し損害保険適用いたします。

11 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(体制) 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じるものとします。

事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(手順)

- ① 利用者より連絡を受けた者が内容を確認する。
- ② 管理者へ、即時報告する。
- ③ 連絡を受けた管理者は、ただちに対応する。
- ④ 管理者にて解決不可と判断した場合は、遅滞なくその旨を統括責任者へ報告する。
- ⑤ 報告を受けた統括責任者は、自らが対応するか、管理者等へ指示を出すなどし、即時解決に向けて対応するものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護 ステーション いっぽ	所在地 〒593-8325 大阪府堺市南区鴨谷台 2-5-1 光明センタービル 204 電話番号 072-284-9609 ファックス番号 072-284-9957 受付時間 営業日の月～金曜 9時～18時
【サービス地域の福祉センター(福祉事務所)窓口】	
堺市堺保健センター	所在地 堺市堺区甲斐町東3丁目2-6 電話番号 072-238-0123 受付時間 9:00～17:30
堺市中保健センター	所在地 堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 072-270-8100 受付時間 9:00～17:30
堺市東保健センター	所在地 堺市日置壮原寺町 195-1 電話番号 072-287-8120 受付時間 9:00～17:30
堺市西保健センター	所在地 堺市西区鳳南町4丁444-1 電話番号 072-271-2012 受付時間 9:00～17:30
堺市南保健センター	所在地 堺市南区桃山台1丁1-1 電話番号 072-293-1222 受付時間 9:00～17:30
堺市北保健センター	所在地 堺市北区新金岡町5丁1-4 電話番号 072-258-6600 受付時間 9:00～17:30
堺市美原保健センター	所在地 堺市美原区黒山 782-11 電話番号 072-362-8681 受付時間 9:00～17:30
和泉市役所 障がい福祉課	所在地 和泉市府中町 2-7-5 電話番号 0725-41-1551 受付時間 9:00～17:30
泉大津市役所 障がい福祉課	所在地 泉大津市東雲町 9-12 電話番号 0725-33-1131 受付時間 9:00～17:30
高石市役所 高齢・障がい支援課	所在地 高石市加茂4丁目1-1 電話番号 072-265-1001 受付時間 9:00～17:30

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 115 号)」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒593-8325 大阪府堺市南区鴨谷台 2-5-1 光明センタービル 204
	法人名	LOTUS 合同会社 (印)
	事業所名	訪問看護ステーションいっぽ
	説明者氏名	谷久保 昌弘

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

代理人	住所	
	氏名	(印)

(以下余白)